

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第119号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年6月29日（水） 11時15分ごろ	
発生場所	福井県おおい町 鋸 ^{のこぎり} 埼北北東方沖 鋸埼灯台から真方位008° 1,200m付近 (概位 北緯35° 33.4′ 東経135° 39.7′)	
事故等調査の経過	平成23年7月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート ジャック II、5トン未満（長さ9.1m） 260-9985福井、個人所有 B モーターボート サンタ ^{サンタ} 、5トン未満（長さ5.78m） 252-24885福井、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首部塗膜剥離 B 船尾外板及び船外機に亀裂	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、鋸埼北北東方沖を北西進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、錨泊して魚釣り中、平成23年6月29日11時15分ごろ、鋸埼北北東方沖において、A船の船首とB船の船尾とが衝突した。 船長Aは、本事故発生の約10分前にB船の存在に気付いていたが、距離が離れていたことから、適切な見張りを行わず、同乗者と会話していた。 船長Bは、錨泊して魚釣り中、A船の接近に気付いたが、衝突を避ける措置をとらなかった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、鋸埼北北東方沖を北西進中、船長Aが、同乗者と会話をしていて適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行したものと考えられる。 B船は、錨泊して魚釣り中、船長Bが、A船の接近に気付いたが、衝突を避ける措置をとらなかったものと考えられる。

原因

本事故は、鋸埼北北東方沖において、A船が北西進中、B船が錨泊して魚釣り中、船長Aが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。